

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条の規定による報告又は資料の徴収及び立入りに関する内規

平成14年6月26日

公安委員会内規第8号

(趣旨)

第1条 この内規は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第37条の規定による報告又は資料の徴収及び立入りについて必要な事項を定めるものとする。

(報告又は資料の徴収)

第2条 法第37条第1項の規定による報告又は資料の徴収は、報告要求書（別記第1号様式）又は資料提出要求書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の報告要求書又は資料提出要求書を交付したときは、受領書を徴するものとする。

3 資料の提出を受けるときは、資料とあわせて要求資料提出書（別記第2号様式）を徴するとともに、提出資料受領書（別記第3号様式）を交付するものとする。

(資料の返還)

第3条 提出を受けた資料を返還するとき、提出資料還付請書（別記第4号様式）を徴するものとする。

(立入りをを行う警察職員)

第4条 山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第37条第2項の規定による立入りをすることができる警察職員（以下「立入職員」という。）を、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 生活安全部生活安全企画課に勤務する警察官及び警察官以外の職員

(2) 警察署生活安全課又は刑事・生活安全課に勤務する警察官

(身分証明書の交付)

第5条 公安委員会は、前条の規定により指定をした職員に対しては、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の返納)

第6条 立入職員は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 退職したとき。

(2) 長期にわたり職務に従事しないとき。

(3) 人事異動又は分掌異動を命じられたとき。

(その他)

第7条 この内規に定めるもののほか、報告又は資料の徴収及び立入りについて必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成14年7月1日から施行する。
(風俗営業所等に対する立入り等に関する内規の廃止)
- 2 風俗営業所等に対する立入り等に関する内規(昭和60年山口県公安委員会内規第3号)は、廃止する。

附 則 (平成17年3月29日公安委員会内規第8号)

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日公安委員会内規第4号山口県警察の組織改編に伴う関係内規の整理等に関する内規3条による改正附則)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日公安委員会内規第1号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規11条による改正附則)

この内規は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月10日公安委員会内規第1号押印を求める手続の見直し等に伴う関係内規の整理等に関する内規第5条による改正附則)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

指令第 号

報 告
要 求 書
資 料 提 出

年 月 日

殿

山口県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等第 3 7 条第 1 項
報 告
の規定により、資料の提出 を求めます。

記

名 称	
所 在 地	
営 業 の 種 別	
報 告 を 求 め る 内 容 又 は 提 出 を 求 め る 資 料	
報 告 又 は 資 料 の 提 出 を 求 め る 理 由	
報 告 又 は 提 出 の 期 限	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式（第 2 条関係）

要 求 資 料 提 出 書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住 所

氏名又は名称

年 月 日山口県公安委員会指令第 号によって提出要求のあった
資料を下記のとおり提出します。

記

番 号	資 料 名	数 量	返 還 の 要 否	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 3 号様式（第 2 条関係）

提出資料受領書

年 月 日

殿

山口県公安委員会 印

年 月 日山口県公安委員会指令第 号によって提出を求めた下記の資料を受領しました。

記

番 号	資 料 名	数 量	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 4 号様式（第 3 条関係）

提出資料還付請求書

年 月 日

山口県公安委員会 殿

住 所

氏名又は名称

下記の資料について還付を受け、領収しました。

記

番 号	資 料 名	数 量	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。